

入札監理小委員会の審議結果報告

国有林の間伐事業

農林水産省の国有林の間伐事業については、公共サービス改革基本方針別表において、平成 27 年 4 月以降から 29 年度中に終了する 2 年を超える期間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 事業の評価を踏まえた対応について

- 前回の民間競争入札実施業務に対する内閣府評価を踏まえ、必要な検討がなされているか。

【内閣府評価の内容】

- ・ アンケート調査結果等を踏まえ、企画提案書の簡素化、入札時期の早期化、公告から入札までの期間の短期化を検討し、地域の事業者の競争性の状況を把握しつつ、応札者の拡大に向けた入札環境の整備をしていく取組を行う必要がある。

【対応】

- ・ 入札説明書等の公布から入札までの期間を 10 日程度短縮。
- ・ 企画提案書の評価基準を見直すとともに項目を整理・統合。

（資料 2-2 24 頁、25～27 頁）

2. 業務の追加について

- これまで別発注していた植付業務（複層林へ誘導する伐採後の地拵え、苗木の植付等）を市場化テスト対象業務として追加したが、競争性の確保の観点から入札資格要件について応札の障壁となっていないことが確認された。

（資料 2-2 3 頁）

3. パブリック・コメントで出された意見への対応について

- 平成 27 年 1 月 2 日～15 日まで実施されたパブリック・コメントについては特段、意見等は寄せられなかった。意見募集を行ったが意見は寄せられなかった。

以 上